

新旧対照表

<一般財形預金規定>

新	旧
<p>5. (預金の支払方法等)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。</p> <p>(以下略)</p>	<p>5. (預金の支払方法等)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、<u>財形預金契約の証</u>（以下「<u>契約の証</u>」といいます。）が発行されている場合は、<u>契約の証とともに</u>当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。</p> <p>(以下略)</p>
<p>9. (預金の解約等)</p> <p>(2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、当店または当金庫本支店に提出してください</p>	<p>9. (預金の解約等)</p> <p>(2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、<u>契約の証が発行されている場合は契約の証とともに</u>当店または当金庫本支店に提出してください。</p>
<p>12. (届出・提示事項の変更)</p>	<p>12. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)</p>
<p>12. (届出・提示事項の変更)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。</p> <p>(以下略)</p>	<p>12. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)</p> <p>(1) <u>契約の証</u>や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。</p> <p>(以下略)</p>
<p>12. (届出・提示事項の変更)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。</p> <p>(以下略)</p>	<p>12. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)</p> <p>(2) <u>契約の証</u>または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは<u>契約の証の再発行は</u>、当金庫所定の手続をした後に行います。</p> <p>(以下略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>12. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)</p> <p>(3) <u>契約の証</u>を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>
<p>14. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。</p>	<p>14. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(1) この預金および<u>契約の証</u>は、譲渡または質入れすることはできません。</p>
<p>16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当金庫に提出してください。</p> <p>(以下略)</p>	<p>16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<u>契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに</u>当金庫に提出してください。</p> <p>(以下略)</p>

<財形住宅預金規定>

新	旧
<p>5. (預金の支払方法等)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。</p> <p>(以下略)</p>	<p>5. (預金の支払方法等)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、<u>財形預金契約の証</u>（以下「<u>契約の証</u>」といいます。）が発行されている場合は、<u>契約の証とともに</u>当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。</p> <p>(以下略)</p>
<p>9. (預金の解約等)</p> <p>(2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、当店または当金庫本支店に提出してください。なお、やむをえない事由により、この預金を前記5(3)の支払方法によらず払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。</p>	<p>9. (預金の解約等)</p> <p>(2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、<u>契約の証が発行されている場合は契約の証とともに</u>当店または当金庫本支店に提出してください。なお、やむをえない事由により、この預金を前記5(3)の支払方法によらず払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。</p>
<p>16. (届出・提示事項の変更)</p>	<p>16. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)</p>
<p>16. (届出・提示事項の変更)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。</p> <p>(以下略)</p>	<p>16. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)</p> <p>(1) <u>契約の証</u>や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。</p> <p>(以下略)</p>
<p>16. (届出・提示事項の変更)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。</p> <p>(以下略)</p>	<p>16. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)</p> <p>(2) <u>契約の証</u>または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは<u>契約の証の再発行</u>は、当金庫所定の手続をした後に行います。</p> <p>(以下略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>16. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)</p> <p>(3) <u>契約の証</u>を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>
<p>18. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。</p>	<p>18. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(1) この預金および<u>契約の証</u>は、譲渡または質入れすることはできません。</p>
<p>20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、<u>充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当金庫に提出してください。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、<u>充当の順序方法を指定のうえ、契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。</u></p> <p>(以下略)</p>

<財形年金預金規定>

新	旧
<p>7. (預金の解約等) (2) やむをえない事由により、この預金を前記3の支払方法によらずに払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。この場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、当店または当金庫本支店に提出してください。</p>	<p>7. (預金の解約等) (2) やむをえない事由により、この預金を前記3の支払方法によらずに払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。この場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、<u>財形預金契約の証</u> (以下「<u>契約の証</u>」といいます。)とともに当店または当金庫本支店に提出してください。</p>
<p>18. (届出・提示事項の変更)</p>	<p>18. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)</p>
<p>18. (届出・提示事項の変更) (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。 (以下略)</p>	<p>18. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>) (1) <u>契約の証</u>や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。 (以下略)</p>
<p>18. (届出・提示事項の変更) (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。 (以下略)</p>	<p>18. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>) (2) <u>契約の証</u>または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは<u>契約の証の再発行</u>は、当金庫所定の手続をした後に行います。 (以下略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>18. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>) (3) <u>契約の証</u>を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>
<p>20. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。</p>	<p>20. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および<u>契約の証</u>は、譲渡または質入れすることはできません。</p>
<p>(削除)</p>	<p>21. (契約の証の有効期限) この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、<u>契約の証</u>は無効となりますので、直ちに当店または当金庫本支店に提出のうえ手続をしてください。</p>
<p>21. (成年後見人等の届出)</p>	<p>22. (成年後見人等の届出)</p>
<p>22. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p>23. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>
<p>22. (保険事故発生時における預金者からの相殺) ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、<u>充当の順序方法を指定のうえ</u>、直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)</p>	<p>23. (保険事故発生時における預金者からの相殺) ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、<u>充当の順序方法を指定のうえ</u>、<u>契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。</u> (以下略)</p>
<p>23. (規定の変更)</p>	<p>24. (規定の変更)</p>